

生活の安全に関する相談窓口

緊急時

●警察(事故・事件) **110**

区内の警察署

●本所警察署 **5637-0110**
●向島警察署 **3616-0110**

緊急ではない警察への相談は

●警視庁総合相談センター
3501-0110 又は#9110
平日 8:30~17:15

●消防(火災・救急) **119**

区内の消防署

●本所消防署 **3622-0119**
●向島消防署 **3619-0119**

災害情報案内・消防相談・救急相談は

●消防テレホンサービス(24時間受付)
(災害情報案内) **3212-2119**
(医療機関案内) **3212-2323**
又は #7119

犯罪により心に深い傷を負った被害者やご家族の方は

●犯罪被害者ホットライン(警視庁) **3597-7830** 平日 8:30~17:15
●(社)被害者支援都民センター **5287-3336** 月・木・金曜 9:30~17:30
火・水曜 9:30~19:00

非行問題やいじめなどで悩んでいる方は

●ヤング・テレホン・コーナー(警視庁少年相談室)
3580-4970
平日 8:30~20:00
土・日・祝 8:30~17:00(年末年始は除く)

暴力団に関することで困っている方は

●暴力ホットライン(警視庁)
3580-2222 24時間受付
●(公財)暴力団追放運動推進都民センター
0120-893-240(フリーダイヤル) 平日 9:00~17:00

交通に関する相談は

●交通相談コーナー(警視庁)
3593-0941 平日 8:30~17:15

コンピュータに関する犯罪の被害者相談は

●サイバー犯罪対策課(警視庁)
3431-8109 平日 8:30~17:15

消費生活に関する相談は

●すみだ消費者センター **5608-1773** 月~土曜 9:00~16:30
(祝日、年末年始を除き、土曜は電話相談のみの受付)
(墨田区押上2-12-7-215)
●東京都消費生活総合センター **3235-1155** 月~土曜 9:00~17:00(日・祝日・年末年始は除く)

身内の電話で「携帯電話が変わった」と「お金」の話が出たら「オレオレ詐欺」と考え、必ず元の携帯電話にかけて確認しましょう。

名前:	携帯電話:	合言葉:
名前:	携帯電話:	

発行・編集: 墨田区危機管理担当安全支援課(平成28年10月)

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 / **5608-6199** 協力: 本所警察署・向島警察署・本所消防署・向島消防署

防犯編監修: 小宮信夫 立正大学教授



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
Q22

すみだ 防犯・防火 ガイドブック



一人ひとりの力が
安全で安心なまち すみだ
をつくります



区長あいさつ



近年、振り込め詐欺等の高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを使った新たな犯罪の出現など、治安の悪化が社会問題となり、また、多くの人が犠牲となる火災も全国各地で後を絶ちません。

安全・安心の確保は、本区が笑顔とにぎわいにあふれた「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち」となるための礎であり、最重要課題の一つです。そして、誰もが安全・安心に暮らしていくためには、警察署・消防署・区等の公的な力だけでは充分とは言えず、区民の皆さんによる自主的な防犯・防火活動が不可欠です。

これまで、区では、平成18年1月に施行した「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、区民の皆さんをはじめ、警察署・消防署・区等が一体となって、地

域における犯罪や火災、事故等の防止対策に取り組んできました。

今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国内外からの来街者の増加が見込まれる中、安全・安心なまちづくりを実現していくためには、これまで以上に区民の皆さんによる自主的な防犯・防火活動を進めていく必要があります。このため、区では、活動のきっかけづくりや環境づくり、活動の中心となる人材の育成、地域の連携づくりなど、効果的な支援策の充実に一層努め、区民の皆さんとの協働による活動の推進を図ります。

この「すみだ防犯・防火ガイドブック」は、区民の皆さん日常の安全・安心の確保に役立てていただくため、また、より多くの方に地域の防犯・防火活動にご参画いただきため、昨今の社会状況の変化も踏まえ、平成18年度に発行した冊子を改訂したものです。本冊子をご活用いただき、今後とも、安全・安心なまちづくりにご協力をお願い申し上げます。

CONTENTS

墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	2
防犯対策編	
街頭での犯罪	3
住居への侵入	5
子どもを狙う犯罪	9
女性を狙う犯罪	11
インターネットを使った犯罪	12
オレオレ詐欺・還付金詐欺・悪質商法	13
防火・救急対策編	
防火	15
救急	18
犯罪を防ぐ環境づくりのポイント	19
防犯・防火パトロールマニュアル	20
区の安全・安心まちづくり事業のあらまし	21
110番・119番通報のポイント	22
生活の安全に関する相談窓口	裏表紙

墨田区安全で安心なまちづくり推進条例

犯罪、火災、事故から区民の生命・身体・財産を守り、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりを進めるため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を制定しました。本条例では、区と区民、事業者、関係機関、地域活動団体が担う責務や協力などについて定めています。



「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」の主な内容

区が 進めること

- 防犯、防火、事故防止に関する意識の啓発をしていきます。
- 防犯、防火、事故防止に関する区民の皆さんによる地域の自主的な活動を支援します。
- 関係機関や区民の皆さんから、防犯、防火、事故防止に関する情報を収集し、提供していきます。
- 安全で安心な地域社会をつくっていくための環境を整えていきます。

区民の皆さんに お願いすること

- 自分の安全はまず自分で確保することが大切です。防犯、防火、事故防止についての正しい知識を身につけてください。
- 地域の皆さん同士で協力し合って、自主的に防犯パトロールや防災訓練を行うなど、地域の活動へ積極的に参加してください。
- 区や関係機関が行う防犯、防火、事故防止に関する講演会やイベントなどに、積極的に参加してください。

事業者に お願いすること

- 事業所や仕事上の安全確保をお願いします。
- 区民の皆さんと協力して、防犯、防火、事故防止のための活動を進めてください。

地域の活動団体に お願いすること

- 構成員の皆さんに、防犯、防火、事故防止についての意識啓発に努めてください。

そのほか、

関係行政機関（警察署や消防署など）に対して、情報提供の協力をお願いすること、土地、建物の管理者等に対して、特に空き家の管理状態を改善してもらうことなど、防犯、防火上の支障が起こらないようにしていくことが盛り込まれています。

街頭での犯罪

街頭でも、さまざまな場面で犯罪者が犯行の機会をうかがっています。

防犯の基本は忍び寄る犯罪者にスキを見せないこと。

どんな場所でも、セルフディフェンス（自己防衛）の心がけを忘れずに。



女性や高齢者の荷物が狙われる ひったくり

後ろからバイクなどで近づき、強引にバッグをひったくって逃走します。自転車のカゴに入れた荷物も要注意。

- 対策
 - ・バッグは車道とは反対側の手で持つ
 - ・人通りの少ない道を避ける
 - ・ガードレールの内側（歩道）を歩く
 - ・自転車のカゴを覆う防犯ネットを使う



車内に置かれた金品を奪う

車上狙い・部品狙い

駐車場や路上の車を物色して、車内に荷物が放置されていると、工具などで解錠して荷物を奪い去ります。高価なパーツなどを奪う部品狙いも横行しています。

- 対策
 - ・深夜の一時駐車は明るい場所に
 - ・車内に荷物、貴重品などを放置しない（車外から見える所に放置すると狙われやすい）



街頭での「歩きスマホ」等について

「歩きスマホ」や携帯電話の「ながら操作」は周囲の状況が把握できず、大変危険です。交通事故以外にも、背後からの痴漢や当たり屋等による悪質な言いがかり等の被害のおそれがあります。

防犯活動団体の方から

防犯ネットつけまくり隊

錦糸町駅周辺で毎月1回、警察の方と協力し、自転車で通りがかった方のカゴに「ひったくり防止ネット」をつけています。

地元婦人会を中心に防犯対策の一環として始めて以来、ひったくり防止の効果が上がっていると実感しています。

この活動を通して、多くの方に、防犯に力を入れている地域であることをアピールできればと思います。

罪の意識を感じずに盗む人が多い

自転車・バイク・自動車盗

自転車やバイク盗は少年による犯行が多く、特に自転車は「歩くのが面倒だから」といった理由で路上などに止めてあるものに乗ってしまい、罪の意識が希薄です。簡単に盗めると思わせない工夫をしましょう。

また、たとえ忘れ物を取りに行くだけでも、鍵をつけっぱなしで車を離れては危険。わずか1分間のスキでも車は盗まれます。特に高級車に乗っている人は要注意です。

- 対策
 - ・ワイヤー、チェーン錠など複数の錠をかける
 - ・防犯登録をする（盗まれた際、捜査が迅速に）
 - ・車体をカバーで覆う



- 対策
 - ・自宅の駐車場でも鍵をつけたまま車を離れない
 - ・降りるときは窓を閉め、鍵を抜き、ハンドルロックとドアロックを
 - ・防犯性能の高いイモビライザー（電子式移動ロック装置）を装備する
 - ・出入口が限定されていて、監視の行き届いた明るい駐車場を利用する



住居への侵入 ここが危ない

泥棒は手当たり次第に侵入するわけではありません。入念に観察し、ガードの弱い家を探してから行動に移すのです。さて、泥棒はどんなところをチェックしているのでしょうか？

防犯性能の低い窓ガラス・格子のない小窓

小窓は鍵を閉め忘れがちで、格子がないと簡単に侵入されてしまう。



電柱や隣家

足場にすれば2階以上の窓からも侵入できる。



オートロック

過信は禁物。ほかの居住者に紛れれば簡単に侵入可能。



表札など

表札やインターホンなどに、意味不明のシールが張られていたり、暗号めいた文字が書かれていたらすぐに消す。泥棒の目印に使われている可能性も。

カギのない集合ポスト

郵便物が自由に見られ、一人暮らししか、何人家族なのかななどが明らかに。

玄関	31.4%
窓	31.4%
ベランダ	25.7%
縁側	11.4%

こんなスキに要注意

●ゴミ出しなどのわずかな時間

空き巣犯が侵入後、部屋を物色する時間は5~15分。ゴミ出しや近くのコンビニに行くときにも、必ず施錠を。

●在宅中も気をつけて

住人が在宅に入り込む「侵入強盗」には、上がり込み（住人が起きている間に侵入）、押入り（夜間、就寝中に侵入）などがあります。家にいるときも施錠して、来訪者をドアスコープで確認してからドアを開けるなど、在宅中も気をつけてください。また、空き巣のつもりで侵入し、帰宅した住人に見つかり開き直って強盗に及ぶ居直り強盗もあります。帰宅時に異常を感じたら、家に入ることなく110番通報してください。

人目につかない勝手口

勝手口のドアは簡単に開けられる錠のものが多く、人の目が届きにくい。

住居侵入の防犯対策

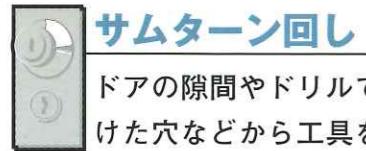
住居侵入犯の多くは空き巣狙いです。窓やドアには防犯性の高い複数の錠をつけ、すぐには開けられないようにしておきましょう。空き巣狙いの9割は、10分以内に侵入できないと犯行をあきらめます。



錠を開けにくいタイプに替え、一つのドアに2種類を設置。ドアとドア枠の間に隙間があると、バールなどでこじ開けられるので、

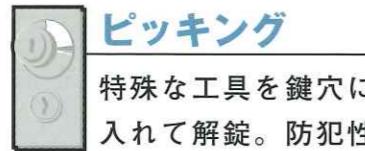
市販のプレートでふさいでおくこと。振動を感じる防犯アラームや、人の動きに反応するセンサーライトも効果的です。

こんな手口があります



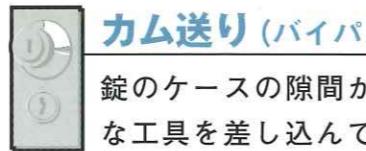
サムターン回し

ドアの隙間やドリルで開けた穴などから工具を差し込み、ドアの内側から錠を開閉するつまみ（サムターン）を動かす手口。



ピッキング

特殊な工具を鍵穴に入れて解錠。防犯性能の低い錠では1分足らずで開いてしまいます。



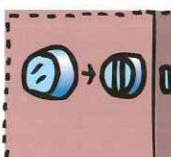
カム送り（バイパス解錠）

錠のケースの隙間から特殊な工具を差し込んで解錠する新手の方法です。ドアにほとんど傷が残らないため、犯行に気づかない場合や、鍵の閉め忘れと勘違いすることもあります。

ドアの防犯対策例



サムターンカバーをつける



錠は2重に

防犯ブザーを設置

ピッキングに強い錠に交換



隙間を塞ぐ

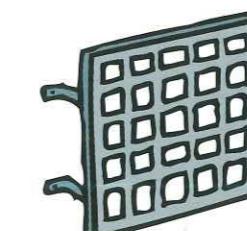
平成16年より、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」がドアや窓、シャッターなど、防犯性の高い建物部品を選定し、公表しています。



WINDOW 窓

窓の防犯対策例

クレセントのほかに補助錠をつける



浴室やトイレの窓には面格子を



防犯フィルムを貼る

シャッター

合わせガラスに交換する
(特殊なフィルムを2枚のガラスで挟んだもの)

GARDEN 庭

高い塀や植栽は外からの死角をつくり、侵入者の姿を隠してしまいます。塀は格子タイプのものが安心です。植栽はこまめに手入れし、外からの見通しをよくしましょう。



意外に狙われる マンションの高層階

マンションなどの集合住宅は、それぞれの部屋の構造や設備が似ているため、経験のある侵入犯にとっては、犯行をしやすい場所といえます。1階や2階だけでなく、人に見つかる可能性の少ない高層階での被害も発生しています。隣の建物や屋上から侵入することもあるので、高層階だからといって油断せず、防犯対策に努めましょう。

地域の防犯力を高めましょう

警視庁が侵入犯の被疑者に対し行ったアンケート調査によると、犯行をあきらめた理由としてもっと多かったのは「声をかけられたから」でした。ここに挙げたハード面での対策ももちろん大切です。しかし、ふだんからの近所付き合い、地域コミュニティの活性化などをとおして「地域の防犯力」を高めることが、犯罪防止には何より効果的といえるでしょう（19ページ参照）。

子どもを狙う犯罪

ひとりきりになった瞬間に狙う

誘拐・連れ去り

「道を教えて」「ゲームソフトを買ってあげる」など、連れ去り犯は言葉巧みに子どもたちに近づきます。通学路でも安心はできません。毎日同じ道を通るので、犯人が待ち伏せている可能性もあるからです。なるべくひとりにならず、知らない人には絶対ついていかないよう子どもに教えてください。

また、子どもに携帯電話（スマートフォンを含む）が急速に普及する中、コミュニティサイト、無料通話アプリの非公式掲示板、出会い系サイト等に起因する被害が発生しています。

子どもの携帯電話利用については、以下の点を注意しましょう。

- 家庭でルールを設けた上で携帯電話を利用する。
- インターネット上に出会いを求める書き込みをしない。
- インターネット上で知り合った者と直接会わない。
- インターネット上に個人情報・写真の掲載はしない。

子どものSOSを
キャッチして

児童虐待

子どもへの虐待は人権を著しく侵害する行為で、子どもの生命を脅かし、健全な成長を妨げます。児童虐待の定義はあくまでも子ども側の定義で親の意図とは無関係です。子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

子どもの様子がおかしい、虐待かな?と思ったらすぐに連絡しましょう。



子どもに対する犯罪の特徴

●犯罪発生の時間帯

学校の登下校の時間帯である、午前7時～9時と午後2時～6時に多く発生しています。

●犯罪発生の場面

犯人は子どもの後をつけたり、マンションのエレベーターや踊り場付近に潜んでいることが多く、子どもがひとりになる機会を狙っています。

墨田区 子どもの安全・安心対策

墨田区では、子どもたちを犯罪から守り、安全に安心して暮らせるように、下記のようにさまざまな対策を行っています。今後も有効な対策について積極的に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

防犯ブザーの貸与

小学生に防犯ブザーを貸与しています。

安全・安心教育の実施

学校での防犯訓練やセーフティ教室の実施のほか、子どもたちの危険予測・回避能力を養うため、「地域安全マップ」づくりを教育課程の中に位置付けています。



警察官による区立小・中学校や保育園、児童館などへの立ち寄り

スクールサポーター（警察官OB）が学校周辺のパトロールを行うとともに、本所、向島両警察署の警察官が学校などに立ち寄り、情報交換等を行っています。



学校の出入り口の強化、防犯設備の充実

校内に侵入しようとする不審者の監視用にカメラ・モニターを、また安全確保のため校門等に電子錠を設置しているほか、防犯ベル（各教室）、学校110番（ボタンを押すと警視庁に通報）、モニター付インターホン（来訪者を確認）などの防犯設備を設置しています。

危機情報等のメール配信

不審者情報や事件・事故の情報など、緊急に保護者に連絡する必要がある場合に、携帯電話やパソコンに一斉にメールを配信しています。

通学路防犯カメラの設置

登下校時における児童等のより一層の安全を確保するため、区内小学校の通学路に高性能な防犯カメラを設置しています。

ながら見守り事業者

防犯上の不安がある場所を事業者の営業活動や配達の際に走行してもらい、トラブルを発見した場合は警察等の関係機関に通報を行います。

その他にも帰宅呼びかけ音楽放送や『すみだこどもの110番』などの対策を行っています。

子どもの安全を守るには

- 外出時間や帰宅時間など、子どもの行動をよく把握してください。
- 子どもたちと“いかのおすし”（警視庁考案）の約束をしてください。
- 日ごろから危険な場所の把握に努めるとともに、『すみだこどもの110番』のお店などを確認させておくようにしてください。

子どもたちとの約束

**いかの
お
す
し**

知らない人について
いかない

知らない人の車に
のらない

連れていかれそうになったら、
おおごえを出す

すぐに逃げる
すぐ

友だちが連れていかれそうになったら、
すぐに大人に**しらせ**る

■その他にも

- ひとりで遊ばない。
- 遊びに行くときは、行く先と帰る時間を家の人間に言ってから出かける。
- 自分の名前、住所、電話番号を、助けてくれる人に言えるようにする。



女性を狙う犯罪

人込み、夜道、自宅でも狙ってくる

チカン・性犯罪

性犯罪はさまざまな場所や手口で多発しています。駅や電車内などの人込み、暗い夜道のほか、一人暮らしの女性は自宅でも要注意。犯罪者は室内をのぞいたり、届け物や検査などを装って侵入しようとします。街頭でも自宅でも、セルフディフェンスに努めることが大切です。また、被害にあったら、勇気をもって通報しましょう。



ターゲットのすべてを知ろうとつきまとう

ストーカー

ターゲットにした女性に執拗につきまとい、いやがらせなどを行います。女性から無視されたり交際を断られると、逆恨みして暴行や殺人に発展するケースもあります。



- ・早めに警察や弁護士に相談する
- ・きぜんとした態度で対応する
- ・危険を感じたら、防犯ブザーや大声で助けを呼ぶ
- ・個人情報がわかる書類は細かく破いて捨てる



◆街頭で…

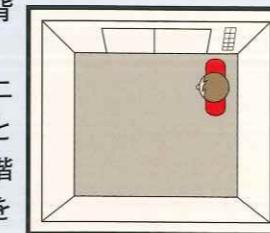
- ・周囲に注意を払いながら歩く
- ・歩きスマホを控える
- ・人通りの少ない道の一人歩きは避ける
- ・防犯ブザーを携帯する
- ・電車ではドア付近を避け、シートの前に立つ
- ・被害にあった場合、ためらわずに助けを呼ぶ

◆自宅で…

- ・郵便受けにはフルネームを書かない
- ・戸締まりを確認し、カーテンを閉める
- ・窓を開けたままでは寝ない
- ・帰宅の際には玄関の前で一度振り返って不審者がいないか確認する
- ・来訪者をドアスコープで確認し、チェーンをかけたまま身分と用件を確認
- ・たとえ顔見知りでも気安く部屋に入れない

エレベーターの乗り方

- ・エレベーターホールなどに見かけない人がいないか周囲を確認する。
- ・不審な行動をしている人を見発したときは、管理人などに知らせる。
- ・エレベーターは、非常ベルや各階のボタンを押せる位置に乗る。
- ・後ろから襲われないように壁を背にして乗る（相手に背を向けない）。
- ・知らない人と二人だけで乗ったときは、直近の階でエレベーターを降りる。



インターネットを使った犯罪

匿名性を利用した新手の詐欺

インターネット詐欺



・インターネットの問題点をよく理解したうえで利用する

※参考:インターネットホットライン連絡協議会
<https://www.iajapan.org/hotline/>

・販売業者の正式名称、住所、電話番号、責任者氏名、商品の受け渡し日、返品の可否などを確認する

・オークションの場合、商品を受け取ってから代金を払うようにする



好奇心からのアクセスが犯罪の入り口に

コミュニティサイト・出会い系サイト



見知らぬ者同士が手軽に知り合うことができるインターネットの「コミュニティサイト」や「出会い系サイト」等。しかし、相手を信用して軽いデートのつもりが、誘拐や殺人など凶悪な犯罪に巻き込まれる事件も多発しています。また、「簡単にお金がかかる」といったメールやサイトに気軽にアクセスして「援助交際」で補導される小・中・高校生も後を絶ちません。

こうした事件で利用されるのは、ほとんどがスマートフォンを含む携帯電話。子どもでも簡単に事件にかかわってしまう場合があります。携帯電話の使用については家庭内でルールをつくり、年相応の金銭感覚を身につけて、お金のために罪を犯させないよう注意しましょう。

子どもの携帯電話にも、「出会い系サイト」や、成人向けの画像を載せた「アダルトサイト」などの広告が一方的に送られてきます。好奇心からアクセスすると、高額な料金を請求されたり、事件に巻き込まれることもあります。広告メールは見ないようにしましょう。

オレオレ詐欺・還付金詐欺・悪質商法

家族のピンチを狙う

オレオレ詐欺

「オレだよ、オレ」と電話口で呼びかけ、子や孫などの家族と勘違いした人にお金を要求し、指定の銀行口座に振り込ませるなどの詐欺です。最近では振り込みの他に、場所を指定して手渡しを要求する手口も発生しています。名目は「交通事故で示談金が必要」「借金の連帯保証人になっている」「電車の中にカバンを忘れた」などが多く、弁護士や警察を名乗る人物が電話に出るなど、手口も巧妙になっています。また、仕事中の夫が事故を起こしたなどとして自宅の妻を狙った手口や、学校に通う児童を持つ保護者の家に「子どもを誘拐した。すぐにお金を振り込め」という電話がかかってくる手口も見られます。

詐欺の被害にあわないように、十分注意してください。

オレオレ詐欺・還付金詐欺の手口の事例

- 子や孫、配偶者、その他の親戚などが問題を起こしたことなどを告げ、「口座にお金を振り込め」と言う。
- 何らかの手段で入手した名簿を使用して電話をかけ、本人の名前を知っていることもある。
- 「交通事故を起こし、ケガをさせられた」「車を傷つけられた」「借金を返さない」などと言う。
- 暴力団員を装い、脅す。逆に弁護士や警察官を装い、示談を勧める。
- お金を振り込まなければ、「本人を返さない」「監禁する」「強制労働させる」「本人がどうなってもいいのか」と脅す。
- 犯人は複数いることもあり、家族を装う者、交通事故などの当事者を装い被害を受けたと主張する者、その仲間など役割を分担し、まことしやかに演出する。
- 電話の向こうで、家族を装い「助けて」と叫ぶ声や泣く声、物が壊れる音、暴れている音などがする。
- 「すぐに振り込め」「警察には言うな」などと言い、ひとりで行動させる。
- 区役所の職員の名を騙り「税金や保険料の還付金がある」とウソを言う。

高齢者を狙う

還付金詐欺

最近、区役所の職員の名を語り「税金や保険料の還付金がある」とのウソの電話がかかってくる手口が見られます。

区役所からの税金などの還付手続きの案内は必ず文書で行います(電話を使用することはできません)。

また、還付金の受け取りの手続きは必ず区役所の窓口で行います(ATMの設置場所へ行くよう指示することはありません)。

たとえ詐欺の手口を知っていても、突然かかるくる電話に対し「考える」ための時間的な余裕はほとんどありません。

そこで頭で考えるだけではなく、電話の機能を活用した対策を取りましょう。

●留守番電話を活用しましょう!

在宅時でも電話は直接取らず、留守番電話に対応させましょう。録音された用件を確かめてから、折り返しましょう。

●ナンバーディスプレイ(電話番号表示サービス:有料)を活用しましょう!

相手の電話番号を確かめ、知らない電話番号には直接出ないようにしましょう(電話機に名前と電話番号を登録しておけば、着信時に名前が表示されます)。

●迷惑電話・詐欺対策機能内蔵電話を使いましょう!

最新の電話機は、電話を取る前に相手に警告音を流し、通話を自動録音する機能など、迷惑電話や詐欺を効果的に防止する機能を備えるものがあります。



このような電話を受けたら

- お金の話をしてきたら警戒する。
- 動搖しない、慌てない。
- ひとりで行動しない。
- 自分から先に家族の名前を言わず、相手に名乗らせる。
- 電話を切った後、家族などに電話して事実確認をする。
- 脅迫めいた言動には毅然とした、しかしていねいな態度で接する。
- 不審に思ったら、お金を振り込まずに、すぐに警察に相談する。

あの手この手のだましテクニック

悪質商法

「必ず儲かる」「今買わないと損をする」は悪質商法の常套句。ほかにも「健康になる」「あなただけ特別」「無料サービス」など、さまざまな口説き文句で近づき、高額な商品を押し付けます。



マルチ商法(連鎖販売取引)

販売組織の会員が、知人や友人などに「必ず儲かる」「新しい人を加入させれば紹介料がもらえる」などと言って販売商品を買わせ、会員をピラミッド式に拡大していく商法です。会員が無限に増えいかなければ成り立たない仕組みになっていて、儲かるのは組織上層部のごく一部だけで、多くの会員は損をするだけです。

キャッチセールス

駅前や繁華街の路上などで、「アンケートに答えてください」などと声をかけて喫茶店や事務所などに連れて行き、化粧品や絵画などを売りつける商法です。

アポイントメントセールス

電話や郵便で「景品が当たった」などと販売目的を隠して喫茶店や営業所に呼び出し、高額な商品や会員権などを売りつける商法です。

S F 商法(催眠商法)

安売りや講習会などと言って会場に人を集め、無料で日用品や食料品などを配り、会場の雰囲気を盛り上げておいて最終的には高価な商品を売りつける商法です。

内職商法

簡単な作業で高収入が得られる」「資格や技術を身につけて在宅ワークができる」などと折込広告で求人広告に見せかけ、パソコンなど内職のための機器や材料などを高額で購入させられますが、結局仕事がなく、収入も得られずに損をする商法です。

資格商法(さむらい商法)

電話などで「受講するだけで資格が取れる」「上司の紹介です」などと言って、資格取得講座の受講や教材を強引に勧誘する商法です。

モニター商法

「モニター料を支払うので安く購入できます」などと言って高額な商品を購入させられますが、モニター料が少なかったり、支払われなくなってしまふ商法です。

ネガティブ・オプション(送りつけ商法)

注文していないのに商品を勝手に送りつけてきて、その商品代金を請求してくる商法です。代金引換郵便を利用することもあります。

点検商法(かたり商法)

「無料で点検します」「法律で義務づけられました」「消火器の詰め替えに来ました」などと言って訪問し、事実と異なることを言ってわざと不安にさせ、商品やサービスを契約させたり、消火器を運び出して別の場所で詰め替えて高額な料金を要求する商法です。公的機関の職員をかたって訪問することもあります。

デート商法(恋人商法)

異性からの電話による呼び出しや街中で誘われるなど、恋愛感情を巧みに利用して高額な商品を契約させる商法です。

架空請求

郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金請求により、現金を口座に振り込ませる、プリペイドカードを購入させて番号を要求するなどしてだまし取る詐欺です。



- 身分証明書を見せてもらう。
- 家中には入れない。
- すぐに契約せず、家族と相談する。
- 契約を急ぐ業者は疑う。
- 知識の乏しい取引や商売には手を出さない。
- 不要ならハッキリと断る。



悪質商法にあつたら

訪問販売では、法定の書面(契約など)を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる場合もあります。悪質商法と気がついたら、消費生活センターで「クーリング・オフ」が適用できるか相談しましょう。

すみだ消費者センター

相談専用電話 ☎ 5608-1773

相談日 月曜日から土曜日(祝日・年末年始を除く)
土曜日は電話による相談のみ受付。

相談時間 午前9時30分から午後4時30分まで

※土曜日・日曜日開設の消費者生活相談窓口

●公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS ウィークエンド・テレホン ☎ 6450-6631(日曜日11時～16時、年末年始12月29日～1月4日休み)

●公益社団法人全国消費生活相談員協会 週末電話相談室

☎ 5614-0189(年末年始を除く土・日曜日の午前10時から正午/午後1時から4時まで)

防火



過去5年間の区内の火災件数を見ると、多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況となっています。火災による被害をなくすためには、火災が起こる原因を知り日頃から注意すること、そして万が一出火したときにどのように行動すべきかを覚えておくことです。火災による被害を防ぐために、家族、地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

火災から命を守る
10のポイント

- 1 寝たばこはしない、させない。
- 2 方向の異なる2つ以上の逃げ道を決めておく。
(エレベーターは使わない)
- 3 寝具などはできるだけ防炎製品を使用する。
- 4 高齢者や病気の人、幼児だけを残して外出しない。
- 5 就寝前には必ず火の元を確かめる。
- 6 火災を出したり、見つけたら、大きな声でまわりの人に協力を求める。
- 7 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早いタイミングで避難する。
- 8 煙の中を避難するときは、できるだけ姿勢を低くする。
- 9 いったん逃げ出したら再び中に戻らない。
- 10 逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防隊に知らせる。

火災を防ぐために

放火および放火の疑いのある火災件数は、近年、常に火災原因のトップとなっています。墨田区内でも火災全体の21.8%（平成27年中）を占めています。

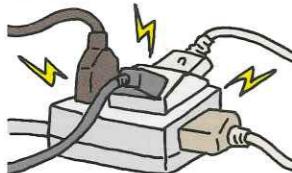
放火を防ぐ

- 家の周りは常に整理整頓し、雑誌、新聞紙、紙くずなどの燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ごみは、決められた収集日の決められた時間に出すことを徹底しましょう。
- 建物周囲の暗い場所には、外灯を取付けるなど家の周りを明るくしましょう。
- 物置、車庫などは鍵をつけ、外出するときや就寝時には戸締りを必ず確認しましょう。
- 自転車や自動車などのボディカバーは、防炎性のあるものを使いましょう。
- ライターやマッチなどはしっかりと管理して、子どもの目に触れない場所にしまっておきましょう。
- 町会・自治会や周辺の事業所などの連携により、家庭や地域が一体となって放火に対する警戒心を高め、放火されない環境をつくりましょう。
- 隣近所で声を掛け合って、地域ぐるみで放火を防ぎましょう。



電気による火災を防ぐ

- コンセントにほこりをためないようにしましょう。
- 電気コードに重いものを載せないようにしましょう。
- 電気コードをたばねないようにしましょう。
- いたんだ電気コードは早めに交換しましょう。



たばこによる火災を防ぐ

- 寝たばこは絶対にやめましょう。
- 灰皿は安定した大きなものを使い、中には水を入れて使用しましょう。
- たばこの吸殻は水で完全に消してから捨てましょう。
- 歩きたばこはやめましょう。
- 寝る前や外出前は、たばこを消したか、必ず確認しましょう。



ガスステーブルの火災を防ぐ

- 調理中はその場を離れないようにしましょう。
- 近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- エプロンなどは防炎品を使いましょう。
- 加熱防止装置付きの器具を使いましょう。



住宅用火災警報器の設置及び維持管理をしましょう○



住宅用火災警報器の設置

東京都では平成16年に住宅用火災警報器の設置が条例で定められ、平成22年4月1日より**すべての住宅への設置**が義務付けられています。

設置場所は**すべての居室・台所・階段**です。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、火災の煙や熱を感じて警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に有効であり、逃げ遅れによる死者の発生防止にもつながります。

住宅用火災警報器を購入するには

住宅用火災警報器は、防災設備取扱店などで購入できます。販売店などについて詳しくは、最寄りの消防署へお問い合わせください。また、墨田区では住宅用火災警報器など火災対策用品のあっせんを行っています。詳しくは下をご覧ください。

火災対策用品、消火器・消火器薬剤詰め替えのあっせんのご案内

区では、火災対策用品（エアゾールタイプの消火具、住宅用火災警報器）、消火器・消火器薬剤詰め替えのあっせんを行っています。お問い合わせは下記の取扱業者まで。

■火災対策用品

東京都葛飾福祉工場

〒125-0042 東京都葛飾区金町二丁目8番20号
☎ 3608-3541 FAX 3608-5200

■消火器・消火器薬剤の詰め替え

東京都消防設備協同組合第九支部

〒131-0032 東京都墨田区東向島二丁目48番14号
401号室 株式会社スム防災内
☎ 3618-1839 FAX 3618-1838

◆悪質な訪問販売や点検にご注意ください◆

区や消防署の職員が、訪問により消火器や住宅用火災警報器を販売したり、火気器具の点検と称して、金銭の要求をすることはありません。不審に思った場合は、消費生活センターや消防署にご相談ください。

火災安全システム

ひとりぐらし等の高齢者の方のお宅に、火災警報器等を取り付けます。

■対象となる方

- ・65歳以上で、高齢者のみの世帯の方

ただし、ガス安全システム、専用通報機及び電磁調理器は、心身機能の低下等にともない防火等の配慮が必要な方が対象となります。

■設置する機器

- ・火災警報器…室内の火災を煙又は熱により感知し、音で知らせるもの
- ・自動消火装置…火災を感知し自動的に消火液等を噴射して初期消火を行うもの
- ・ガス安全システム…ガス漏れ・不完全燃焼を感じて、ガスを自動遮断するもの
- ・専用通報機（自動通報型火災警報器）…火災警報器と連動して、東京消防庁に火災の発生を自動通報するとともに警報ブザーにより近隣へ火災を知らせるもの

■利用者の負担金

- ・設置機器により負担金が異なります。（所得等により費用負担がない場合もあります）

■問い合わせ先 高齢者福祉課 支援係 ☎ 5608-6168

維持管理

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

いざという時のために、正常に作動するか定期的に点検しましょう。ボタンを押すか、ひもを引いて作動確認を行い、ほこりがたまらないように掃除をしましょう。

メーカーでは、設置後10年を目安に機器本体の交換をおすすめしています。

他の住宅用防火機器

住宅用防火機器には、住宅用火災警報器の他にも、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、防炎品などがあります。これらは、万が一火災が発生しても、火災の拡大を抑えたり、衣服に炎が燃え移るのを防いだりすることができるものです。

墨田区の安全・安心 まちづくり事業のあらまし

墨田区では、「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」(P2 参照)に基づき、区民の皆さまの防犯・防火に対する意識の高揚を図るとともに、その自主的活動を推進することにより、地域防犯力を強化し、区と区民が協働したさまざまな施策を展開しています。

「すみだ安全・安心メール」の配信

地震・水害などの自然災害や、犯罪・不審者の出没等の事件や事故が発生した場合に、あらかじめ携帯電話やパソコンのメールアドレスを区に登録した方に対して、当該情報を配信します。(お申込み・お問合せは安全支援課へ)

地域防犯リーダー養成講座の開催

各地域の防犯活動の中心となる人材を養成することを目的に、各町会・自治会から推薦していただいた方等を対象として、地域安全に係る専門的知識・技能を修得するための講座を開催します。

地域安全マップの作成(モデル事業)

地域防犯リーダー養成講座を修了した方を中心として、地域の皆さまが自ら考えながらまちを歩き、犯罪発生の要因分析力を養うとともに地域安全に対する意識の高揚を図ることを目的に、地域安全マップを作成します。

防犯パトロール用品の配布

地域における防犯活動組織の育成・支援を目的に、町会・自治会を対象として、パトロール用品を配布しました。また、町会・自治会、PTAなどが行っている地域でのパトロールの認識性を高めるため、区統一デザインの「すみだ安全・安心パトロール隊」ワッペンを配布しました。



防犯・防火ガイドブックの作成

区民の皆さまが防犯・防火活動に取り組む上での参考となるよう、犯罪・火災の予防策等を記載したガイドブック(本冊子)を作成しました。

防犯カメラ等の設置・維持経費の助成

町会・商店街等が街頭における防犯対策を目的として防犯カメラ等を設置する場合、その設置経費の一部(区1/3、都1/2、限度額750万円)及び維持経費を助成しています。



防犯パトロールカーによる区内巡回

犯罪の発生を未然に防ぐため、青色回転灯を搭載した防犯パトロールカー2台で、毎日、午後3時から翌朝2時まで、区内全域の巡回パトロールを実施しています。



防犯ステッカー(自動車用・自転車用)の配布

ご協力いただける方に、自動車用(マグネットシート)・自転車用(前かご取付式)防犯ステッカーを配布しています。



110番・119番へ 通報するときは……

いざというときに備え、家の電話のそばに「住所・付近の目標となる建物・電話番号」などを書いたメモを置いておくといいでしょう。

外にいるときは、住所や目標になる建物を探してから電話しましょう。場所の特定ができます。

110番に通報

110番に通報したときは、落ち着いて警察の質問に答え、指示に従いましょう。また、110番は急を要するときのみに使い、緊急性のない相談などは、近くの交番や警察署に電話しましょう。

- 1 まず事件なのか、事故なのか、を伝えます。
- 2 事件や事故が、いつあったかを伝えます。
(110番する何分前など)
- 3 事件や事故が、どこであったかを伝えます。
(住所がわからないときは、目標になる建物を伝えます)
- 4 事件の場合、犯人の人相や服装、車の特徴などを伝えます。
- 5 自分の氏名や連絡先を伝えます。

119番に通報

119番に通報するときは、冷静になることが大切です。落ち着いて火災やケガ・病人の状況をくわしく説明しましょう。

- 1 まず火災なのか、救急なのか、を伝えます。
- 2 来てほしい場所を伝えます。
(救急車や消防車が向かう住所。わからなければ大きな建物などの目標を伝えます)
- 3 いつ、だれが、どこで、どうしているのか、という内容を簡潔に説明します。
- 4 自分の氏名や連絡先を伝えます。

公衆電話から通報する場合

電話に緊急用のボタンがあれば、ボタンを押してから110番・119番に。灰色のデジタル公衆電話は、硬貨をいれなくても110番・119番ができます。

また、公衆電話から通報するときに住所がわからない場合は、電話ボックスなら天井付近に住所が記載されているので活用しましょう。

携帯電話・PHSから通報する場合

携帯電話やPHSからの通報では、近くにある目標となる建物や住居表示板などに書かれている住所を確認します。

通報後、発生場所の問い合わせがくる可能性があるので、電源は切らないようにしましょう。